

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	健康増進法に基づく健康診査等の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、健康増進法に基づく健康診査等の実施に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府吹田市長

公表日

令和6年11月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法に基づく健康診査等の実施に関する事務
②事務の概要	【評価対象事務の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を市民の健康に関する事務について取り扱う。 (事務内容) ①健康増進法等に基づく各種健康診査(胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診、骨粗しょう症検診、B型C型肝炎 ウイルス検診、吹田市歯科健康診査)の実施 ②健康診査の結果通知、受診勧奨、健康手帳の交付等の事務 ③がん検診受診者で要精検者への受診勧奨及び管理に伴う事務 ④疾病予防その他健康に関する健康教育・相談等、保健指導の実施または受診勧奨に関する事務
③システムの名称	健康情報管理システム(成人保健)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業情報管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表111の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【個人情報の照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 【個人情報の提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部 成人保健課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	吹田市役所 市民部 市民総務室 住所:〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号:06-6384-1456
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	吹田市役所 健康医療部 成人保健課 住所:〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番2号(吹田市立保健センター5階) 電話番号:06-6339-1212
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスにおいて、人手が介在する局面ごとに人為的なミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月17日	5.評価実施機関における担当部署	①部署 福祉保健部 保健センター ②所属長 所長 安井 修	①部署 健康医療部 保健センター ②所属長 所長 北川 幸子	事後	
平成28年11月17日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先 吹田市市民生活部市民相談室情報公開課 住所:〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号:06-6384-1456	請求先 吹田市役所 市民部 市民総務室 住所:〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号:06-6384-1456	事後	
平成28年11月17日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	吹田市役所 福祉保健部 保健センター 住所:〒564-8550 大阪府吹田市出口町19番2号(吹田市立総合福祉会館3階) 電話番号:06-6339-1212	吹田市役所 健康医療部 保健センター 住所:〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番2号(吹田市立総合福祉会館3階) 電話番号:06-6339-1212	事後	
平成28年11月17日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成27年4月1日	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	事後	
平成28年11月17日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成27年4月1日	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	事後	
平成29年9月6日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成28年4月1日	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	事後	
平成29年9月6日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成28年4月1日	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	事後	
平成30年8月22日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	事後	
平成30年8月22日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	事後	
令和2年1月31日	5.評価実施機関における担当部署	②所属長 所長 北川 幸子	②所属長 保健センター所長	事後	
令和2年1月31日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	いつの時点の計数か 令和2年1月31日	事後	
令和2年1月31日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	いつの時点の計数か 令和2年1月31日	事後	
令和4年2月28日	【I 関連情報】 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康情報管理システム(成人保健)	健康情報管理システム(成人保健)、中間サーバ	事前	
令和4年2月28日	【I 関連情報】 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	[実施しない]	[実施する]	事前	
令和4年2月28日	【I 関連情報】 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①法令上の根拠		以下の項目を追加する。 番号法第19条第8号、第22条、別表第二102の2の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月28日	【Ⅰ 関連情報】 4.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	保健センター 所長	保健センター長	事前	
令和4年2月28日	[Ⅱしきい値判断項目] 1.対象人数 いつの時点の計 数か	令和2年1月31日	令和4年1月31日	事前	
令和4年2月28日	[Ⅱしきい値判断項目] 1.取扱者数 いつの時点の計 数か	令和2年1月31日	令和4年1月31日	事前	
令和4年2月28日	[Ⅳリスク対策] 1.提出する特定個人情報保護 評価書の種類		基礎項目評価書及び重点項目評価書	事前	
令和4年2月28日	[Ⅳリスク対策] 2.特定個人情報の入手(情報 提供ネットワークシステムを通 じた入手を除く。) 目的外の 入手が行われるリスクへの対 策は十分か		[十分である]	事前	
令和4年2月28日	[Ⅳリスク対策]3.特定個人情 報の使用 目的を超えた紐付 け、事務に必要なでない情報と の紐付けが行われるリスクへ の対策は十分か		[十分である]	事前	
令和4年2月28日	[Ⅳリスク対策]3.特定個人情 報の使用 権限のない者(元 職員、アクセス権限のない職 員等)によって不正に使用され るリスクへの対策は十分か		[十分である]	事前	
令和4年2月28日	[Ⅳリスク対策]4.特定個人情 報の取扱いの委託 委託先 における不正な使用等のリスク への対策は十分か		[十分である]	事前	
令和4年2月28日	[Ⅳリスク対策]5.特定個人情 報の提供・移転(委託や情報 提供ネットワークシステムを通 じた提供を除く。) 不正な提 供・移転が行われるリスクへ の対策は十分か		[十分である]	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月28日	[IVリスク対策]6.情報提供ネットワークシステムへの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である]	事前	
令和4年2月28日	[IVリスク対策]6.情報提供ネットワークシステムへの接続不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である]	事前	
令和4年2月28日	[IVリスク対策]7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・棄損リスクへの対策は十分か		[十分である]	事前	
令和4年2月28日	[IVリスク対策]8.監査 実施の有無		[○] 自己点検 [○] 内部監査	事前	
令和4年2月28日	[IVリスク対策]9.従業員に対する教育・啓発 従業員に対する教育・啓発		[十分に行っている]	事前	
令和4年7月22日	公表日	令和4年3月4日	令和4年7月22日	事後	
令和4年7月22日	[I 関連情報]5. 評価実施機関における担当部署①部署	健康医療部 保健センター	健康医療部 成人保健課	事後	
令和4年7月22日	[I 関連情報]5. 評価実施機関における担当部署①所属長の役職名	保健センター長	課長	事後	
令和4年7月22日	[I 関連情報]8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	吹田市役所 健康医療部 保健センター 住所: 〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番2号(吹田市立総合福祉会館3階) 電話番号: 06-6339-1212	吹田市 健康医療部 成人保健課 住所: 〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番2号(吹田市立保健センター3階) 電話番号: 06-6339-1212	事後	
令和4年7月22日	[II しきい値判断項目]1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年1月31日時点	令和4年6月30日時点	事後	
令和4年7月22日	[II しきい値判断項目]2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年1月31日時点	令和4年6月30日時点	事後	
令和6年11月28日	【 I 関連情報】 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	成人歯科健康診査	吹田市歯科健康診査	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【 I 関連情報】 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一第76項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第54条	・番号法第9条第1項 別表111の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第54条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	特定個人情報保護評価指針 の重要な変更の対象外
令和6年11月28日	【 I 関連情報】 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、第22条、別表第二102の2 の項、番号法別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令第50条	【個人情報の照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表139の項 【個人情報の提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表139の項	事後	特定個人情報保護評価指針 の重要な変更の対象外
令和6年11月28日	[I 関連情報]8. 特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 問い合わせ 連絡先	吹田市 健康医療部 成人保健課 住所:〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番 2号(吹田市立保健センター3階) 電話番号:06-6339-1212	吹田市 健康医療部 成人保健課 住所:〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番 2号(吹田市立保健センター5階) 電話番号:06-6339-1212	事後	特定個人情報保護評価指針 の重要な変更の対象外
令和6年11月28日	[II しきい値判断項目] 1.対象人数 いつの時点の計 数か	令和4年6月30日時点	令和6年10月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 の重要な変更の対象外
令和6年11月28日	[II しきい値判断項目] 1.取扱者数 いつの時点の計 数か	令和4年6月30日時点	令和6年10月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 の重要な変更の対象外
令和6年11月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		(以下の内容を追記) 十分である	事後	特定個人情報保護評価指針 の重要な変更の対象外
令和6年11月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠		(以下の内容を追記) 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロ セスにおいて、人手が介在する局面ごとに人為 的なミスが発生するリスクへの対策を講じてい る。	事後	特定個人情報保護評価指針 の重要な変更の対象外

[illegible]